

平成31年2月28日

ガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可について

中部経済産業局から、高岡ガス株式会社（法人番号 2230001010411）によるガス事業法第48条第2項の規定による託送供給約款の変更の認可申請に関する、同法第177条第1項第7号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該変更認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙のとおり中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

<別紙>

官 印 省 略
20181218 北陸第2号
平成31年2月28日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款の変更の認可について (回答)

平成30年12月17日付け20181213北陸第1号により貴職から当委員会に意見を求められた託送供給約款の変更の認可については、認可することに異存ありません。